

平成 25 年第 3 回定例会 県民企業常任委員会

平成 25 年 10 月 2 日

小野寺委員

まず 1 番目の質問ですが、9 月の補正予算に計上されております保育士試験受験促進事業に関連して幾つかお伺いをいたします。

まず基本的なところとして、保育士試験というのはどのような試験を受けて、合格者数はどの程度いらっしゃるのか伺いたいと思います。

次世代育成課長

保育士になるためには、保育士養成施設と呼ばれる学校を卒業していただく方法と、保育士試験に合格して保育士になるという二つの道がございます。この保育士試験とは、児童福祉法に基づいて都道府県知事が実施する試験でございます。

試験は、筆記試験と実技試験がございまして、筆記試験の 8 科目に全て合格いたしますと、実技試験に進むことができます。実技試験も合格すると保育士試験合格者となり、その後、保育士登録を行っていただきますと、保育士としての仕事ができるということになります。

筆記試験は例年 8 月、実技試験は 10 月に実施しておりまして、昨年度の受験者数は 4,861 人、合格者は 920 人、合格率にいたしますと大体 19%程度という状況でございます。

小野寺委員

なかなか難しい試験のようですけれども、今回の受験促進事業というのは、とりあえず民間の保育施設で働く無資格の保育者を対象に実施するというところでありますけれども、これは認可外保育施設の底上げにとって大変重要な事業だと思います。具体的に、どのような内容で実施するのかお伺いします。

次世代育成課長

保育士試験の準備講座ということで、働きながら試験を受験していただく動機付けのための講座を、働きながら参加できるように、土曜日の午後に 3 回程度実施する予定であります。

具体的には、まず試験制度についてきちんと御理解いただく必要があると思っております。と申しますのは、試験の科目が平成 25 年度から再編されまして、9 科目から 8 科目に減少してございます。それからこの試験は、一度に全科目に合格する必要はございませんで、一度合格した科目は 3 年間有効となります。

また、従来この保育士試験は先ほど申し上げましたように都道府県の自治事務でしたので、各都道府県が作問をしておりましたが、平成 20 年度からは、国の指定する試験機関に委託が可能になりましたので、全国共通の試験問題となっております。従来、神奈川県の実験問題は難易度が高くて合格しづらいというふうに言われておりましたが、そういったところもまだきちんと御理解いただけない部分があるかと思っております。

また高卒者の方の場合は、2 年以上の児童福祉施設での実務経験があれば受験

資格が得られるんですが、平成 24 年度からは、一定の基準を満たす証明書を受けている認可外保育施設での実務経験 2 年でもいいというふうに制度が改正されました。このことも一層周知を図る必要があるだろうと考えております。

こういった制度について御理解をいただくとともに、実際に働きながら資格を取った合格者の体験談ですとか、あるいは働きながら受験勉強をするためのセルフマネジメント、あるいは合格率が低い難関科目がございますのでそれを踏まえた受験計画のつくり方、そういった講義を予定しております。

できれば最後には、受講者同士の交流の時間を設けて、受験勉強の仲間づくりに結び付けていければと考えております。

小野寺委員

人材確保に向けていろいろ制度も改正されるし、いろいろきめ細かい配慮もされているようなんですが、私どもに最近、私立幼稚園の経営者の方から御相談がありました。それは、今後の新しい子ども・子育て支援制度では、認定こども園には幼稚園の教諭と保育士の両方の資格を持つ職員の配置が必要になるので、幼稚園の教諭の免許しか持っていない職員の方に保育士資格も取らせたいというお話でありました。

そこで、まず認定こども園で、幼稚園教諭と保育士の両方の資格が必要になるということについて、それはどのようなことなのか教えてください。

次世代育成課長

今回、子ども・子育て支援新制度では、特に幼保連携型認定こども園について制度改正が行われまして、今まで幼保連携型認定こども園については、幼稚園、保育所の認可、それから認定こども園の認定という三つの手続が必要でございました。

この手続が一本化されることになります。また、今まで三つの手続それぞれに基準があったわけですがけれども、その基準も手続の一本化とともに統一されることになっております。

同時に、この新しい幼保連携型認定こども園では、子供の教育保育に当たる職員の方は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ保育教諭であることが求められるようになります。

ただし、新制度は施行以後 5 年間は経過措置がございますので、いずれか一方の資格しか持たない方でも従事していただくことができる制度になってございます。

小野寺委員

その方の話では、幼稚園教諭の資格しか持っていない職員の方が保育士の資格を取得できるように、これから大学で特別の講座などが開設されるということをおっしゃっていたんですが、これはどのような制度に基づいて、いつから実施されるものなのか教えてください。

次世代育成課長

国の方では、この新しい認定こども園で保育教諭として仕事をさせていただくた

めに、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得できるよう、免許併有促進のための特例というものを設けるということで、本年8月4日付けで、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等を公布、施行されまして、関連の通知も示されたところです。

この特例では、来年度から新制度導入後5年間、今の予定では平成31年度まで特例を適用することにしておりまして、例えば、幼稚園免許をお持ちの方の場合、一定の実務経験があれば、通常ですと34単位の習得が必要なんですけど、この特例をもって4科目8単位のみの習得で保育士資格を取得できるということになっております。

そして国では、来年度から大学などでこの特例のために特例講座を開設してもらい、特例を利用した免許併用を希望される方への受講機会の提供を図っていくということにしております。

小野寺委員

それにしても、現実に幼稚園で働きながら大学に通うというのは大変負担が大きいと思います。時間的な要因や地理的な要因など様々あると思いますけれども、幼稚園教諭の資格を持っている方の場合、大学の講座に通うことができる方は良いと思うんですが、それがなかなかできない方は、先ほどお話いただいた保育士試験に合格することによって両方の資格を取得するというのも可能かなと思うんですが、その辺りはいかがでしょう。

次世代育成課長

幼稚園教諭の免許をお持ちの方は、保育士試験の筆記試験の一部科目と実技科目の全部が免除となっております。一般の方よりも保育士試験で資格が取得しやすいようになってございます。

このように試験だけで資格を取得していただくこともできますが、一部の科目を保育士試験で合格していただき、一部の科目については大学で履修してきていただいて、全体として必要な全科目をカバーし、保育士資格を取得することも可能となっております。

小野寺委員

それでは、最後に要望を申し上げたいと思いますが、今回提案されている保育士試験受験促進事業は、認可外保育施設の底上げのために大変重要な事業であると感じます。

それと同時に、新しい制度の下でも、認定こども園では幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要になることから、幼稚園教諭免許しか持っていない方には、保育士試験の一部科目の合格によって保育士資格を取得する道もあるということが分かりました。

そこで、今回の保育士試験準備講座については、私立幼稚園で幼稚園教諭免許しか持っていない方が多数おられると思いますので、そういった幼稚園にも案内をしていただいて、県の方から参加の機会を提供されるよう御配慮をお願いしたいと要望をさせていただきます。

次の質問に移ります。

次は、かながわ文化芸術振興計画の改定等についてお伺いをしたいと思います。

今回、改定素案が示されましたけれども、当然、その素案を策定するに当たっては、現行計画の推進状況を踏まえなければならないと思います。そのことに関連して何点かお聞きをしたいと思います。

まず、平成 21 年度から平成 25 年度までの現行計画期間中の平成 23 年に開設された神奈川芸術劇場について幾つかお伺いしたいと思います。

この劇場は、創造型劇場ということで開設されました。三つのつくる、すなわち、モノをつくる、これは芸術の創造です。次に人をつくる、これは人材の育成、そして 3 番目にまちをつくる、つまりにぎわいの創出ですが、これらの施設機能を持っていると聞いておりますけれども、現状これらの機能はどのように発揮されているのでしょうか。

文化課長

K A A T の施設機能についてでございますけれども、まず、三つのつくるのうち、モノをつくるということにつきましては、これまでの事業展開の中で、宮本亜門芸術監督自ら演出をいたしました作品がございまして、こけら落としの公演でございました金閣寺を皮切りに、本年度は日本文学に題材をとりました耳なし芳一、また 20 世紀を生きた世界的な芸術家であるイサム・ノグチを取り上げました i S A M U 、子供向けミュージカルのピノキオなど、優れた舞台芸術作品を創造し発信しているところでございます。

また、二つ目の人をつくるといたしましては、劇場の作品づくりのノウハウを舞台技術者に伝えたり、舞台上で演じる人などを育成するなどの人材育成事業を行っているところでございます。

3 点目のまちをつくるといたしましては、魅力的な作品を提供することで、人々が集い、地域のにぎわいの創出に貢献するとともに、氷川丸ですとか中華街といった周辺の観光地においてイベントを行いましたり、クィーンズスクエア横浜、横浜赤レンガ倉庫を使いましてパフォーマンスを行うなど、周辺地域のにぎわいの創出にも積極的に取り組んでいるところでございます。

先週の土曜日、日曜日にも、ヨーロッパで人気があるジャズの演奏隊がこの横浜港周辺を練り歩くイベントが行われまして、新聞にも取り上げられたところでございます。

このイベントにつきましては、今週末に神奈川芸術劇場で行われる予定のジャズオーケストラコンサートの P R も兼ねて行ったものでございますけれども、多くの方たちが参加をして、盛り上がりを見せていた状況でございました。

こういった形で、K A A T につきましては、開設以後、三つのつくるという施設機能を発揮しているところでございます。

小野寺委員

それぞれ大変重要なファクターであると思いますので、これからもより機能をしっかり発揮できるように頑張っていただきたいと思います。その中で、人材の

育成、人づくりについてお伺いしたいと思うんですが、現行計画の期間中であります平成24年6月に、劇場法という法律が公布、施行されました。

この劇場法の目的というのは、劇場、音楽堂等の活性化によって、実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することなんです、その中で、劇場とか音楽堂というのは、施設と人材の両方で成り立っているんだということがあります。

すなわち、公的な施設であっても箱だけではないよと、人も重要なんだということがうたわれていると理解をしております。今回の県の改定素案においても、県立文化施設における人づくりというのを重要施策の一つとしていると理解しているんですが、具体的に今後どのような取組を行っていくのか教えてください。

文化課長

人材育成につきましては、照明ですとか音響など舞台の作り方をK A A Tの技術スタッフが教える舞台技術ワークショップや、数箇月にわたりまして劇場運営や舞台美術の仕事を体験していただく劇場運営インターンシップなどの劇場関係の専門人材の育成を行っているところでございます。

また、子供たちを対象といたしましたストリートダンスのワークショップや、バレエの夏期講習会を行いましたり、またミュージカルの出演者をオーディションで選び公演に参加していただくなど、舞台表現者の育成を図る事業をこれまで実施してきておまして、多くの方々に御参加いただいているところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、小中学校でダンスが必修化されたことに伴って、県内の公共ホールの職員などに向けまして、ダンス指導者の養成講座を実施し、地域におけるダンス指導者や事業企画者の研修機会を設けていくことなどを計画しているところでございます。

小野寺委員

演劇をつくるにしても、また、それによってまちににぎわいをもたらすにしても、やはり一番大事なものは人であり、人づくりだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

話は変わるんですが、今回私たちに示された改定素案の中に、神奈川の文化芸術振興の歩みという項目がありまして、その中に県立近代美術館について触れられています。

美術館とか博物館というのは、基本的に所管が教育委員会だと思うんですが、今後、この計画改定において、美術館についてはどういうふうに対応していくのかお聞かせください。

文化課長

美術館でございますけれども、神奈川県文化芸術振興条例にも文化施設として規定されておりまして、県民の文化芸術活動の拠点となる施設でございますので、改定計画におきましてどのような形で入れていくことができるか、今後、教育局と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

小野寺委員

今回の改定素案を見ていくと、いわゆる実演芸術にウエイトが置かれているんです。別にそれに対して異議を唱えるつもりはないんですが、一方で、美術などの視覚芸術というのも文化芸術振興について言うときに大変重要な柱だと思うんですが、これに対する言及がほとんどないと受け止めているんです。

特に、今回の改定計画は来年度からスタートして平成 30 年度までで、その期間中の平成 27 年度に県立近代美術館の鎌倉本館がなくなるんです。神奈川の文化芸術を語る上で、これは物すごく大きな事件だと思うんです。この近代美術館で一番メインの本館ですが、それが廃止されるというのは、大変大きな事件だと思っております。決して素通りできるテーマではないと思うんです。

今、課長の御答弁で、所管する教育局としっかり協議をしていくとおっしゃっていましたが、この美術館の話だけではないと思いますが、これは今回の改定計画の中に、今後その技術や美術など、いわゆるビジュアルアーツというものをどう考えていくのかというような、そういう言及が必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

文化課長

委員御指摘のとおり、美術につきましても、当然、この文化芸術振興の中で大きな位置付けを持っているものと認識をしております。

今回は文化芸術全般という形でくくってしまった表現をしている部分がございますけれども、重点施策の中で、例えば、次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実の中で、鑑賞や体験授業を実施していくという中での一分野としまして、当然、美術というものも入ってこようかと思えます。そういった辺り、今後、教育局との調整をさせていただく中でも、いろいろとお互いによく話し合いながら、計画の中にどういった形で書き込んで、実際に言葉としてどのように触れていくかを考えてまいりたいと思えます。

小野寺委員

本当にクロス・ファンクションというか、県民局と教育局の二つですけれども、このかながわ文化芸術振興計画については、現段階では、余り教育局の方はあまり知らぬ状態ではないかなとも思うんです。

そうすると、本当にスピード感を持ってこれから協議をしていかなければなりません。大きな美術館が一つなくなるわけですし、葉山館と鎌倉本館では性格もまた違うものでありますから。これをどういうふうに統合していくのかというような話は、本当に大きい、神奈川県全体の議論に近いものだと思うんですが、この辺りいかがでしょうか。理事のお考えはございますか。

理事（拉致問題・文化振興担当）

おっしゃるように、近代美術館は、神奈川県文化行政の中で非常に大きな役割を果たしてきたと思っております。

また、舞台芸術におきましても美術との融合がますます大きな要素を占めてき

ておりまして、衣装なり、道具なり、あるいは舞台背景、その辺の作品の良さが演劇作品自体の良さをも決めるといふ面もあり、美術は非常に大きな役割を果たしている。そういった中で、美術行政の中心を担う美術館を今後どんなふうにしていくのかということについては、相当な議論と準備が必要だと思っております。

教育委員会とは、この計画の素案をつくる初期の段階から話はしてまいりましたが、特に関心を持っていただいております。施設関係ではなかなかまだ書きにくい面がありますので、先を見通しながら、どんな形で進めていくかということを中心に、計画に書き込めるものは書き込むということをお願いしております。

小野寺委員

重要なテーマであることをしっかりと御自覚いただいて、適切な記述にしていただきたいと思います。

それではこの件について御要望を申し上げますが、今回の計画の改定に当たっては、神奈川芸術劇場をはじめとする県立文化施設について、劇場法の制定を踏まえて、それぞれの施設の持つ機能が十分に発揮されるよう施策を展開していただきたいと思います。

また、今お話をいたしました近代美術館など、教育局所管の施設に関しましては、部局間で十分な連携を図った上で改定計画を策定していただきたいと思います。

黒岩知事はつくづくメディア出身の方だなと思うことが多いわけですが、それは事業をやるにしてもまずタイトルから入っていくという、本当にメディア出身の方独特のものの攻め方だなと思っています。情報発信の取組についてこれからお聞きしていきたいと思いますが、例えば、旅だとかグルメだとか、いわゆる観光分野をはじめといたしまして、特区におけるライフサイエンス分野、あるいはロボットの開発でありますとか、神奈川県先進的な取組を推進していくためには、様々な神奈川の魅力や新しい挑戦を、県内にとどまらずに全国あるいは世界に情報発信していく必要があるのではないかと考えています。

そこで、県における情報発信の取組について何点か伺いたいと思います。

まず今現在、県としてどのような媒体を活用して情報発信に取り組んでいるのか、現状をお伺いします。

県民局広報課長

県が活用している広報媒体ですが、紙媒体、視聴覚媒体、ICTなど、それぞれの特徴を生かし、様々な媒体を活用しております。

お手元で気楽に御覧いただける紙媒体を活用したのものとしては、毎月発行している県のたより、それから新聞の紙面買取りにより県からのお知らせや企画記事の掲載、タウンニュースなど地域に根差したコミュニティ紙への掲載などがございます。

また、画像や音声によりお届けする視聴覚媒体を活用したのものとしては、tvkやFM横浜での県の広報番組の放送、RFラジオ日本での県からのお知らせコ

ーナーなどがあります。

さらにICTの活用としては、いつでも誰もが簡単にアクセスできるホームページでの情報提供、それから、よりタイムリーに情報をお届けできるという意味でフェイスブック、ツイッターなどのSNSツールを活用しております。

こうした県が持つツールを活用するほか、メディアの皆さんを通じて県の取組を記事として取り上げていただけるように、知事の定例記者会見ですとか、記者発表資料の提供などにも取り組んでおるところでございます。

小野寺委員

今の御説明を伺っていて感じたのは、割と県内向けの情報提供なのかなと思いました。例えば、報道、ニュースとして話題性を持たせたプロモーションの仕方というのもあるかと思うんです。あとは、民間の企業とタイアップするとか、県が全部自前でやろうとするとばく大なお金がかかってきますから、そういう報道機関、メディア、企業といったところの力も借りながら、県の発信源の何倍にも拡大をしていくという方法もあるかと思うんです。その辺りはいかがでしょうか。

県民局広報県民課長

広報媒体を活用した情報発信ですとか、記者への情報提供といった方法の他にも、県では現在、民間企業と連携・協力した活動にも取り組んでおります。

県では、経営戦略として地域に密着した事業展開を図りたいとか、社会貢献活動を強めたいという企業と幅広い分野で協力し、県民サービスの向上や地域の活性化を図ることを目的として、コンビニエンスストアなどチェーン展開をしている企業と包括協定を締結しております。

この包括協定によりまして、地産地消ですとか、子育て支援ですとか、様々な分野で連携・協力を進めていますけれども、例えば企業の店舗にリーフレットを置いてもらうですとか、ポスターを貼ってもらうなどといったことで、県の施策やイベント、それから文化施設の情報など、県政に関する様々な情報の発信に御協力いただいています。

現在、包括協定は12社と結んでおりまして、その対象としてはサークルKサンクスなどのようなコンビニエンスストア、それからイトーヨーカドー等などのスーパー及び百貨店、さらに横浜ウォーカーですとかサンケイリビング新聞といったメディアなどともこの協定を結んでおります。

小野寺委員

今、コンビニエンスストアの包括協定というのを伺いました。情報発信をする拠点をできるだけ細かくまちの中に展開していくのは大変重要なことだと思うんです。

あともう一つは、メディアとの連携についてのお話が出てきたんですが、これは具体的にどういうことをやっているんですか。

県民局広報県民課長

まず、横浜ウォーカーを発刊しております(株)角川マガジズとの連携ですけ

れども、横浜ウォーカーは神奈川県全域を対象としたエリア情報誌で、神奈川に特化して旬な情報を提供しております。(株)角川マガジズとは今年の7月13日に包括協定を締結しまして、これまで、県内商業者のまちおこしイベントの取組を紹介してもらおう特集企画、それから県にゆかりのある産品を利用した限定商品の販売の紹介など、商店街振興ですとか、観光振興、地産地消の促進などの面で連携をしております。

また、(株)サンケイリビング新聞社との連携ですけれども、こちらの会社は、フリーペーパーの発行により、主に女性をターゲットとした暮らしに役立つ情報を発行している媒体でございます。

(株)サンケイリビング新聞社とは、今年の7月24日に包括協定を締結し、これまで太陽光発電の普及促進啓発に関する記事を掲載していただいたり、この新聞社が主催して読者が集まるイベントに県も出店して、かながわ子育て応援パスポートのPRをするなど、ターゲットである女性を対象にした事業の紹介に加えて、エネルギー対策ですとか、健康増進、子育て支援の記事を掲載してもらおうという連携をしております。

小野寺委員

今、お伺いをしていますと、生活に密着したいろいろな情報を発信するための連携を行っていると感じました。

ただ、私は冒頭に申し上げたように、例えば神奈川県の産業セミナーであるとか、特区だとか、様々な先端企業の研究だとか、そういった神奈川県が先進的に行っている分野の発信というの、これからは大事になってくるのかなと思います。今の黒岩知事のスタンスを拝見していますと、そういったものを国内あるいは世界に向けて発信をしていくということが、すごく大事なんだろうと思っています。

実はテレビにしても新聞にしても雑誌にしても、メディアというのはいつも情報を探しているんです。これぞという情報を探しているんです。

そういったメディアに、神奈川の今の最先端の情報とか価値のある情報をどう取り上げてもらうかということが、すごく大事になってくると思います。

それで、県政記者へ渡すペーパーとかに、様々細かく記されているとは思いますが、例えばこういうテレビ局のこういうビジネス番組のこういうコーナーで、何とかこの神奈川がやっている事業を取り上げてもらいたいというようなことになると、恐らく、テレビでいえば東京のテレビ局に直接プロモーションをかけるようなことも必要になってくると思うんです。こうしたメディアへの売り込みについては、どういうふうに取り組んでいるのか、またこれからどういうふうにしてしようとしているのか教えてください。

県民局広報県民課長

メディアへの情報発信ですけれども、現在、県の事業の広報は各局が主体となって取り組んでいるところでございます。そして、そうした各局でそれぞれ行っている広報がより効果的に行われるよう、広報県民課として各局の相談に応じる

などの支援を行っております。

特にメディアに取り上げてもらうために、県政記者クラブやテレビ記者会等の記者に対する記者発表、記者への取材対応などを通じて、各局の相談に応じていろいろな場面でのアドバイスをしております。

各局が作成した記者発表資料についても、いかに記者の方の目に留ませ、それを記事にしてもらうために、発表のタイミングや添付する資料や写真についてのアドバイスを各局に対して行って、受け手の視点に立った情報発信を心掛けるようにしております。

また、こうした記者発表資料の作り方や記者への対応につきましては、マニュアルを作成して庁内で共有するとともに、担当職員を対象としたパブリシティ研修、それから新任の管理職を対象としたメディア取材を受けるための、メディア対応のスキルアップ研修というのも実施しております。

今後こうした取組を通じて、広報におけるメディアの重要性を職員に認識させて、積極的にメディアに訴えていきたいと考えております。先ほど委員がおっしゃったように、売り込むという観点を持ってメディアを開拓していこうというマインドの醸成ですとか、そうしたことができるスキルの向上に努めてまいりたいと考えております。

小野寺委員

今の課長のお答えは本当に100点満点でして、もうそれが今後実現していけば、この神奈川県は物すごい情報発信力を持つ組織になると思います。

情報の質の高さはもちろん大切なんですけれども、やはりメディアが扱いやすいというか、メディアにとって価値が高くなるような情報の発信の仕方というのも当然あるわけで、そういったことに今後留意をされていくというのは、本当に私もそのとおりだと思います。それぞれの局がいろいろな発信をされていると思うんですけれども、より戦略的に、そしてよりメディアにクローズアップされやすい情報に仕立てていくというのは大切なことであります。単なる周知ではなくて、戦略的に情報を発信をしていくということについても、県民局がしている様々な研修において伝えていただいて、是非しっかり取り組んでいていただきたいと思います。

これまでの質疑でもやりとりがありましたけれども、確かにSNSも大事だと思いますし、その他いろいろな広報媒体が出てきています。民間企業と県との連携も広がっているんだと思います。そうした中で、情報発信の規模というのでしょうか、そういうものも大事なんだろうと思ったんです。やはりメジャーな媒体への露出も大変大事だと思っています。

県が進めている事業をビジネスとして関心を持ってくれる層にどんどん周知をしていき、それがまた神奈川県に対する新たな投資だとか、新たな企業の誘致などにもつながっていくと思いますので、非常に大事だと思います。また、そういったことをこれから進めていくためには、メディアプロモーションに特化した体制も、もしかすると必要になってくるのかなと思います。

先ほど、県庁内の様々な部局に対して、いろいろなノウハウの発信をしているとおっしゃっていましたが、いろいろな局の持っているそういう大事な情報をブラッシュアップして発信していくためには、もしかすると、専門性を持った組織をつくって体制を整備していくことも必要なのかなと思いますので、今後も、より戦略的な広報あるいは情報発信に向けて、様々な取組をお願いしたいと要望をして、次の質問に移ります。

次は、企業庁関係の質問に移ります。

電力システム改革とそれによる県営電気事業への影響についてお伺いをしたいと思います。

電力自由化に向けた電力システム改革の検討が様々な進捗中で、我が県の県営電気事業の経営計画の改定も進められております。

この電力システム改革が実施された場合の本県の電気事業への影響、あるいはそれへの対応について何点かお伺いしたいと思います。

まずはじめに、県営電気事業は、現在の法制度上において卸供給事業者ということですが、卸供給事業者となった経緯あるいはその理由についてお伺いいたします。

発電課長

県営電気事業が卸供給事業者になった経緯や理由でございますが、電気事業法におきまして電力会社に電気を供給する者とされており、神奈川県の場合は5年以上の長期の供給契約を交わしている者とされておりまして、

また、卸供給事業者は、国が定めた卸供給料金算定規則に基づきまして、おおむね2年程度の期間に必要な経費を積み上げた原価を算定し、それを収入する契約を電力会社と結ぶこととなります。

このように、電力会社との長期の契約を前提といたしまして、原価に見合った収入を確保し、安定した経営を行うことができることから卸供給事業者になったものでございます。

小野寺委員

それでは、卸供給事業者としての現在の契約状況についてお伺いいたします。

発電課長

契約状況でございますが、まず一般電気事業者でございます東京電力と平成21年度から35年度までの15年間の電力受給基本契約を締結しております。また、実際の売電価格につきましては、卸供給料金算定規則に基づきまして、現在では3年間の事業に係る費用を算定いたしまして、東京電力と交渉した結果、平成23年度から25年度までの電力受給契約を締結しております。

その料金の収入方法でございますけれども、揚水式の城山発電所は発電量にかかわらず定額制の料金、その他の発電所につきましては原価の8割を基本料金、2割に当たる従量料金を合算する2部料金制となっております。この2部料金制は、今年のように雨が少なく、仮に目標供給電力量の9割でも、原価の98%を収入することができます。水力発電所は、降雨量など自然の影響を受けやすい特性

がありますので、こういった契約方法となっています。

小野寺委員

リスクもしっかり織り込んだ内容になっているということがよく分かりました。

次に、これは確認の意味でお伺いしたいんですが、今、国において検討が進んでいる電力システム改革の具体的な内容について、改めてお聞きします。

発電課長

電力システム改革でございますけれども、まず第1段階といたしまして、2年後の平成27年を目途に予定されております広域系統運用の拡大があります。これは、全国規模での需給調整規模の強化などを目的に、広域系統運用機関が設立されるものでございます。

次に第2段階でございますが、3年後の平成28年を目途に、小売及び発電の全面自由化がございます。これによりまして、現在の卸規制が撤廃されることになっておりまして、県営電気事業の位置付けでございます卸供給事業という枠組みがなくなります。

そして、発電事業、送配電事業、小売事業といった事業区分がなされますが、ライセンス制が導入されることとなります。

第3段階といたしましては、5年から7年後の平成30年から32年を目途に、発送電分離が行われまして、一般電気事業者から送配電部門が分かれて、送配電部門の中立性が確保されることとなります。

小野寺委員

それぞれの段階において、県営電気事業にはどのような影響が出てくるのかを教えてください。

発電課長

県営電気事業への影響でございますが、まず第1段階の広域系統運用の拡大につきましては、特段の影響がないものと考えております。

しかしながら、第2段階の発電の全面自由化によりまして、卸供給事業という枠組みの廃止と同時に、料金算定の根拠である卸供給料金算定規則も廃止されますので、自由競争の中で売電料金が決定されていくこととなります。その場合は、事業の経営に大きな影響があると考えてございます。

また、第3段階の発送電分離におきまして、東京電力から送配電部門が分離されますので、電源系統の調整用に現在使用されております揚水式の城山発電所の売電先が変わることも考えられます。これまで13発電所を一体として売電契約をしておりますが、城山発電所だけが切り離される可能性がございます。

小野寺委員

第2段階、第3段階では影響が出てくるだろうというお話だったんですが、それに対しては、どのように対応していくのか、基本的な考え方をお伺いします。

発電課長

電力システム改革の段階に合わせた対応でございますけれども、まず第2段階であります平成28年にはライセンスが導入されまして、発電事業者として小売事

業者へ売電したり、また自ら小売事業者として事業者へ小売するなど、電力供給形態の選択肢が広がりますが、長期安定経営の観点、あるいは公共性や経済性、それから地産地消などの視点も含めて、最もふさわしい電力供給形態を選択していくこととなります。

そして第3段階での平成30年から32年には、発送電分離によりまして、揚水式の城山発電所の売電先や契約方法が変わることが考えられますので、県民の貴重な財産として引き続き電力の安定供給のために、この城山発電所が有効活用できるように対応してまいります。

小野寺委員

今ある水力発電所をしっかりと維持していただきたいと思います。

電力自由化に向けて電力システム開発の検討が進められているわけですが、水力発電と水道用原水の安定供給というのは県営電気事業の本来の役割でありますので、そこに支障が出ないように今後とも事業に必要な収入を確保した上で、健全な経営を続けていくためにしっかりと検討を重ねていただき、適切に対応されるよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

最後に、県営水道における水道水の状況について伺います。

フランス人というのは、多分、水道の水を飲まない、一番飲まない、そういう印象が我々にはあるわけですが、今、パリでは、ミネラルウォーターではなくて水道の水を飲むのがクールだとされているという話を聞きました。

それはペットボトル公害というのがあって、リサイクルがなかなかうまくいかない中で、パリの水道当局がいろいろなキャンペーンで水道の水を飲んでほしいというアピールをして、実際にミネラルウォーターを飲む比率と水道の水を飲む比率が変わってきているということがあります。

しかし、本県では、なかなか最近では蛇口から水道の水をそのまま飲むという機会が減っているのではないかと思います。そして、ペットボトルは割高の商品だと思うんですが、一定の大きなマーケットを築いています。そういう中で、水道事業者としては、安全でおいしい水だという自負の下に水をつくって配っていると思いますので、是非、そういったアピールをしっかりといただきたいと思うんです。

そこで、県営水道の水道水の利用状況あるいは水質について、何点かお伺いしたいと思います。

わたしたちの水道という企業庁が出された、子供でも読みやすい資料があるのですが、これを見ますと、水道の使用はトイレあるいはお風呂、洗濯で全体の7割ぐらいを占めて、飲用水あるいは炊事に使っている水が大変少ないというように承知しています。飲用水の比率が大変少ないので、ペットボトルを飲んでいる人たちが水道の水を飲んでくれたとしても、営業上の影響がどれくらい出るのかというのは、私はよく分からないんですが、実際に水道水に転換をしてもらった場合に、売上げ等にどんな影響が出てくるのか、もし数字で分かれば教えてもらえますか。

経営課長

なかなか金額面での数字を出すのは難しいところがあるんですけども、例えば使用水量で申し上げますと、県営水道におきましては1人当たり1日の使用水量が約240.3リットルでございます。仮に500ミリのペットボトルを全員の方が1本ずつやめて、それを全員水道から飲んでいただいで皆さん500ミリ増えるという形であれば、1日の使用水量は約0.2%ぐらい増えることになろうかと思えます。1日当たり0.5リットルになりますので、月で言えば15リットル、年間でも180リットルと、いずれにしてもリットル単位になります。ただ、今の水道料金は立方メートル単位で、1立方メートルで1トンですが、その単位で算定していますので、端数で処理される部分がたくさんあると思えますので、金額面では水量のプラスよりは縮小されるのかなというのが正直なところでございます。

いずれにしても私ども県営水道の家庭の使用水量は毎年下がっておりますし、また料金収入もそれに伴って右肩下がりの状況が続いております。そのため少しでも利用を拡大して増収に結び付ける取組が必要だと思えますし、また金額面以上に、水道水を安心して直接おいしく飲んでいただくこと自体が、私ども水道事業者としてお客様の信頼を得るために大変な重要なことであると認識をしておりますので、金額面だけでなく、信頼、イメージ、そういったことも含めれば、ペットボトルの水から水道水に転換していただくことは、経営上に非常に大きい影響があるといった認識はしております。

小野寺委員

水道ではなくてミネラルウォーターを飲まれる方は、それなりの理由があって飲んでいるんだと思えます。おいしいとか便利だとかいろいろな理由があると思うんですけども、水道事業者として、ビジネスのライバルというか、そのミネラルウォーターの消費量については把握しているんですか。調査はされているんでしょうか。

経営課長

消費量自体の統計はございませんが、私どもで把握している統計を御紹介いたしますと、まず全国レベルで国民1人当たりのミネラルウォーターの年間消費量は、業界団体である日本ミネラルウォーター協会が統計を出してございます。

これによりますと、平成12年には年間8.6リットルであったものが、平成22年には19.8リットルとなりまして、10年間で2.3倍になってございます。

ただし平成19年以後、22年度までは19リットル台で横ばいであった。ところが、震災発生後の平成23年には24.8リットルと、急に5リットル伸びているということでございます。それで平成24年も24.6リットルと、ほぼ横ばいという状況でございます。

地域別の傾向としては別の統計になりますけれども、総務省の平成24年の家計調査というのがございまして、これは県レベルといたしますか、全国の県庁所在地を比較したものでございます。この中で世帯当たりのミネラルウォーターの年間購入額というのがあり、1位が東京23区で6,511円、2位福島市、3位さいた

ま市でございます。県内で言えば横浜市が7位に入っていて、4,049円となっております。福島市は恐らく被災地という原因があったと思いますが、あとは比較的大都市部が上位を占めていて、給水区域内でもこれに近い形なのかなと認識しております。

小野寺委員

今のお話ですと、例えば、3・11 東日本大震災の後にミネラルウォーターの消費量が増えたり、福島市での消費量が多かったりしたということは、やはり安全面を心配してミネラルウォーターを消費する方も少なからずいらっしゃるのかなと思われました。

そこで、いわゆる水質のレベルとかおいしさということ、これらは当然、安全性とも対のことだと思うんですが、これまで具体的に県営水道としてどう取り組んできたのか教えてください。

浄水課長

県営水道では、水源から給水栓に至るまで一貫した水質検査と管理、更に浄水場で適切な処理を行うことによりまして、水質基準を十分満たした、安全で良質な水道水をお客様にお届けしているところであります。

水道水のおいしい水の要件といたしまして、硬度、臭気、残留塩素濃度、水温など、7項目の指標がございます。

県営水道の水道水はこれらの指標の適正基準をほぼ満たしておりまして、おいしい水となっております。

しかしながら、残留塩素濃度につきましては、夏場の水温が高い時期や一部の地域におきましてこの要件を満たしていない状況がございましたので、現行の経営計画におきまして、安全でおいしい水づくりを主要事業の一つに掲げまして、特に、浄水場からお送りいたします残留塩素濃度を10%低減するとともに、地域による残留塩素濃度の平準化を目的に取り組んできたところでございます。

具体的には、24時間連続で水質監視を行うことができます自動水測定装置を配水池や給水栓に設置いたしまして、浄水場でその状況を一元管理するということがございます。それと、配水池の途中に、塩素を追加できる施設も既に整備しました。こうした取組により、浄水場から残留塩素濃度の目標を100%達成してきたところであります。

小野寺委員

水のおいしさを感じる要素っていろいろあるんですね。冷やして飲める水は大体うまいというのがあると思うんです。その水道水をおいしく飲んでもらいたいということ、あるいは神奈川の水道というのは相当高いレベルにあるんだということ、県民に広報する必要があると思うんですが、新たな経営計画においてはどのような取組で行っているのか、最後にお伺いします。

水道部長

県営水道では、水道水の安全性やおいしさに対するお客様の関心の高まりへの御期待にお応えするため、新たな経営計画の主要事業として、より安全で良質な

水づくりを掲げまして、計画的かつ着実に取組を推進してまいりたいと考えてございます。

まず、施設面でございますけれども、先ほど浄水課長が申しましたとおり、お客様が最も気にされる塩素臭につきまして、浄水場から送り出す水の残留塩素濃度を引き続き低減させるということ、さらには、県営水道では水量の約4割を神奈川県内広域水道企業団の浄水場から供給を受けておりますけれども、企業団側の横浜でありますとか、遠くの横須賀市に水を供給しているため、この残留塩素濃度が若干高めでございます。

それで新たな計画では、地域には残留塩素濃度を平準化する体制を確保するほか、一時的に水を蓄えている配水池の統廃合でありますとか、配水池の容量の見直しなどを図りまして、お客様に水を届ける時間の短縮を図ってまいりたいと考えております。

さらには、このような施設面の取組に加えまして、情報提供の方法でありますとか、広報機能の充実を図ってまいります。例えば、特に安全性に敏感であります子育て世代のお母様方を対象に、水道水の水質でありますとか、衛生面の効用を分かりやすく情報提供したり、小学生向けに水道に関する様々な情報を発信するなど、水道水の安全性やおいしさを積極的にPRしてまいりたいと考えています。

県営水道では、推進すべき取組を新たな経営計画に盛り込んでおりますけれども、お客様の快適な生活と社会経済活動を支えるライフラインとして、より安全で良質な水を供給してまいりたい、このように考えているところです。

小野寺委員

それでは、最後に要望を申し上げたいと思います。

県民の財産でもあります貴重な水資源を、安全でおいしい水として安価に飲んでもらうということは、水道事業者として望ましいことであろうと思います。そのためには、水道の水というのはおいしいんだということを県民に認識してもらう必要があります。

実は、先ほど申し上げたパリでは、2003年から2007年までの僅か4年間に、ペットボトルで水を飲む人と水道の水を飲む人の割合が逆転しているんです。それは、大変なキャンペーンが功を奏したということがあるんです。私も簡単なレポートしか入手していないんですけれども、そういった事例などもちょっと参考にさせていただいて、是非、安全で良質な水づくりとともに、県民へのアピールをよろしく願いをしたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。